

日野市国際交流協会会員への図書貸与に関する規程

令和4年1月29日 制定

(目的)

第1条 この規程は、日野市国際交流協会（以下「協会」という。）が行う会員への図書の貸与について定めるものとする。

(図書担当の設置)

第2条 この制度を円滑に進めるため、日本語教室を担当する部長は、日本語教室で活動する会員の中から図書担当者を選任する。

図書担当者は、この制度に係る活動のほか、日本語教室で保有する図書の管理や図書の選定などにも携わるものとする。

(貸与の対象者)

第3条 図書の貸与を受けることができるのは、協会の開催する日本語教室で日本語学習支援ボランティア活動を行う会員（以下「対象会員」という）とする。

2 入会初年度の対象会員（会費を1年度しか納めていない会員）は、この貸与制度の適用を受けることはできず、協会保有図書の活用及び貸出制度を利用する。

(貸与対象となる図書)

第4条 貸与の対象となる図書は、日本語学習に関するテキスト、問題集など日本語学習支援に資する内容のものとする。ただし、子どもクラスにおいては、教科書、教科書準拠問題集など学科関係図書も含むものとする。

2 対象となる図書の具体的な書名等は、日本語教室の図書担当により例示するものとし、これに掲載されていない図書についてはその都度図書担当が判断する。

(貸与対象となる図書の価額の上限)

第5条 貸与する図書の価額は冊数にかかわらず総額4,000円(消費税込)を上限とする。

(貸与の回数)

第6条 対象会員はそれぞれ毎年度1回に限り、図書貸与申請ができるものとする。

(図書貸与の申請)

第7条 図書の貸与を受けようとする対象会員は、協会に「図書貸与申請書」(第1号様

式)を4月1日から11月末日までに提出しなければならない。

(貸与の時期)

第8条 協会は原則として「図書貸与申請書」の提出を受けた当月分を末日までに取りまとめて発注し、翌月上旬に貸与する。ただし、急を要するものについてはこの限りでない。

(貸与の場所)

第9条 図書の貸与は協会事務局窓口で行う。ただし、平山クラスについては日野市交換便など他の合理的な方法を活用する。

(貸与図書の期間)

第10条 図書の貸与を受けている対象会員は、日本語学習支援ボランティアの任を離れるときには、貸与を受けていた図書のうち償却処分されていないものを協会に返却するものとする。返却を受けた図書は、その状態により蔵書への編入または廃棄処分とする。

(貸与図書の管理)

第11条 貸与のために購入した図書は貸与図書台帳に登載するとともに、当該図書に管理用シールを貼付する。

2 貸与図書台帳に登載された図書は、貸与後10年をもって償却とし台帳から抹消する。償却の対象となった図書の処分は被貸与者に任せる。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

図 書 貸 与 申 請 書

日野市国際交流協会会員への図書貸与に関する規程第6条の規定により、下記のとおり申請します。

_____年 月 日

日野市国際交流協会 宛

所 属 平山クラス 火曜クラス 土曜クラス 子どもクラス

氏 名 _____

住 所 _____

貸与を希望する図書

書 名	
発 行 元	
著 者	
価 格	
貸与希望日	